

三春町町民自治基本条例を御存じですか ⑤

三春町町民自治基本条例を引き続き紹介します。

今月号は、「第4章 議会の責務」です。

●第4章 議会の責務

(議会の責務)

第13条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める権限を有し、町民総意の把握に努力するとともに、その権限を有効に発揮するものとする。

- 1 議会は、情報公開によるほか、会議の公開及び積極的な情報提供を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 2 議会は、その機能を遂行するにあたっては、町民の信任に応えられるよう能力の向上に努めなければならない。

【解説】

議会の責務を定めました。この規定に基づく議会の具体的な取り組みを例示すれば、次のとおりです。

- ① 各地区のまちづくり懇談会等に出席するなど町民総意の把握に努力し、地方自治法が定める権限を有効に発揮します。
- ② 三春町情報公開条例等に基づき、情報公開を実施します。
- ③ 本会議のほか、各常任委員会についても原則として公開で行います。
- ④ 議会報の発行や本会議の無線放送などにより、情報提供に努めます。
- ⑤ 各種議員研修を実施するほか、不断の努力によりその能力向上に努めます。

★地方自治法が定める議会の権限には、次のものがあります。

- ① 議決権（地方自治法第96条など）
町の条例の制定改廃や予算や決算、人事の同意などの事項を議決する権限
- ② 検査権・監査請求権（地方自治法第98条）
町の事務の管理、議決の執行及び出納の状況について書面検査をしたり、実地検査の必要があるときに監査委員に監査を求め、その結果の報告を請求する権限
- ③ 意見表明権（地方自治法第99条）
町の公益に関する事件について、国会や関係行政庁に意見書を提出する権限
- ④ 調査権（地方自治法第100条）
町の事務に関する調査を行なう権限
- ⑤ 請願受理権（地方自治法第124条～125条）
請願を受理し、必要に応じて執行機関へ請願を送付し、その処理経過や結果の報告を請求する権限

問 総務課 自治防災グループ ☎62・1114

でんこ田舎っぺシニック

★快拳 吉田君 3位入賞!!

新潟県で開かれた「トキメキ新潟国体」ウエイトリフティング競技少年男子94kgで、吉田大祐君（3年）が見事トータルで3位に入賞しました。スナッチ、ジャークともに自己記録を更新し、四度目の出場の全国大会で初の表彰台に上がりました。毎日の努力の積み重ねの結果が実を結んだと思います。応援ありがとうございました。



吉田 大祐 さん

★『学校公開』に

ぜひおいでください!!

福島県では、平成15年度より11月1日から7日までを、「ふくしま教育週間」としていただきます。

本校でもこの期間に学校公開を実施しています。今年度



は、11月4日（水）・5日（木）の2日間授業公開、放課後の部活動の公開を実施します。お気軽に学校を訪問していただき、ご意見等いただければ幸いです。よろしく願います。

「合唱部 定期演奏会」が開催されます♪

11月14日（土）の午後2時から、三春町交流館「まほらホール」で、田村高校合唱部の定期演奏会を行います。大会曲はもちろん、ミュージカルなど、楽しめる内容が盛り沢山です♪
入場料は200円です。皆さんのご来場を心よりお待ちしております。

★修学旅行に行ってきます!

普通科2年生238名が、11月17日（火）から20日（金）まで3泊4日の日程で、沖繩への修学旅行に行ってきます。



今回は、チャーター便を利用して、福島空港発着となります。体育科の生徒は、大会等のため来年4月に実施予定です。

●大内美沙さんの旅行へ期待する声です。

『私が沖繩に行きやりたいことは、ガマ体験やひめゆりの塔の見学です。戦争がない時に生まれ、知らずに生活してきた私たちにとって、沖繩での体験は貴重なものになるでしょう。戦争時のことについてしっかりと学び、当時の大変さや苦しさを考え、二度と戦争が起らないように、未来に語り継いでいければと思います。』